

第77回 金融商品取引業者の業務休止と買収等 —実態把握の明確化—

金融商品取引業者が、長期にわたり業務を休止した場合や買収等によりその株主構成に重要な変更等が生じた場合に、監督当局が金融商品取引業者に対し、その実態把握を行うことを示した。今回は、この金融商品取引業者の実態把握について取り上げる。

不動産信託受益権を 本稿では、その要点を

取り扱うために第二種

金融商品取引業者の登録

を受けている不動産会

社や不動産証券化事業

に参入するために金融

商品取引業者(以下

「金商業者」と

いう。)の買収

等を計画する企

業は、令和4年

6月22日付で改

正された金融商

品取引業者等向

けの総合的な監

督指針(以下

「監督指針」と

いう。)の内容

に注意が必要で

す。監督指針の

改正により、金

商業者が、買収

等によりその株

主構成に重要な

変更等が生じた

場合や長期にわ

たり業務を休止

した場合に、監督

が金商業者に対し、事

業実態を踏まえたヒア

リング等を実施し、業

務の適切性を把握する

ことが示されました。

開店休業状態の金融商品取引業者は要注意!

買収等で金融商品取引業に参入する場合は登録審査と同様の検証!?

握します(監督指針Ⅲ
1-2-15(1))。
上記の結果、金商業
者が正当な理由もなく
業務を開始せず又は休
止したと認められた場

本稿では、その要点を
ご説明します。
長期にわたり業務
を休止した場合等
金商業者が、金融商
品取引業を行うことが
できることとなった日
から3ヶ月以
内に業務を開
始しないと
き、又は引き
続き3ヶ月以
上その業務を
休止したとき
に該当するお
それがあると
認められる場
合は、監督当
局は、当該金
商業者に対し
て、その正当
性について、
深度あるヒア
リングや必要
に応じて報告
を求め、速や
かに理由を把

合には、監督当局は、い場合であっても、直又は当該持株会社の事
業務の休止届出や廃止 ちに業務の不開始又は 業の実態を踏まえつ
届出を勧めたり、業務 休止について「正当な づ、深度あるヒアリン
改善命令の発出を含め 理由がない」とするも グや必要に応じて報告
た対応を行います。さ のではなく、業態や業 を求め、事業内容や業
らに、業務の開始又は 務内容、業務運営態勢 務執行体制等の変更の
再開が見込まれないこ 等を勘案して、個別事 有無を把握し、業務を
とが明らかでない場合等 例ごとに実態に即して 適切に遂行するための
務を開始せず又は休止 実質的に判断されるべ 人的構成や体制が引き
することに正当な理由 きものと考えられま 続き整備されているか
がなく、その改善も期 す。」との見解を示し について登録審査と同
待できない場合には、 ています(令和4年6 様の検証を行います
監督当局は、業務停止 月22日金融庁パブリッ (監督指針Ⅲ-3-2
命令や登録取消しの発 クコメント1頁N。 (4))。
出等を検討します(監 3)。

2 買収等による株主 構成の重要な変更等

検証の結果、業務執

例えば、不動産信託 受益権の売買は実物不 出等により、金商業者
動産の取引同様、不動 又は当該金商業者を子 必要に応じて、業務の
産市況その他の経済環 会社とする持株会社の 休止届出を勧めたり、
境等の影響を受け、安 買収等に伴い、当該金 体制整備を目的とした
定的に案件が存在する 商業者もしくは当該持 業務改善命令や業務停
ものではなく、情報収 株会社の株主構成に重 止命令を発出する等の
集に努めていても案件 要な変更等が生じ、又 対応を行います(監督
り扱うことができませ ことを監督当局が知っ 指針Ⅲ-3-2(4))。
ん。このような案件待 た場合であって、当該 金商業者等の役員や重
ちの状態も休止とみな 金商業者もしくは当該 要な使用人の構成、事
されてしまうのでしょ 持株会社の役員や重要 業内容、経営方針又は
うか。この点について、 な使用人の構成、事業 事業の決定方法等に
金融庁は「不動産信託 内容、経営方針又は事 更が生じる場合、監督
受益権に関する業務に 業の決定方法等に重要 当局によって、買収後
ついて、取引機会が得 な変更が生じ、又は生 の体制等について登録
られるまでの間、個別 じるおそれがあると認 審査と同様の検証が行
取得勧誘を行っていない 当局は、当該金商業者 必要があります。

今月の筆者

プロフィール

アーネスト行政書士事務所代表。金融機関での業務経験を踏まえ、金融商品取引法の施行当時から現在に至るまで、不動産証券化等に係る金融商品取引業に関する行政手続のほかコンプライアンスに係る業務を専門に取り扱う。



アーネスト行政書士事務所
代表 特定行政書士
國府 栄達

コラムのご感想・ご意見は下記まで!

一般社団法人不動産ビジネス専門家協会
東京都千代田区神田東松下町28番地
小林ビル101 (☎03-3527-1876)
http://www.fudosan-pro.biz/